

日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業公募実施要領

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公募する。

令和2年10月16日
一般社団法人せとうち観光推進機構
会長 真鍋 精志

1 業務内容

(1) 業務名

日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業

(2) 業務の仕様等

別添、仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで。

(4) 事業予算額

35,540千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国の平成30・31年度、令和2年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けられ、中国地域又は四国地域の参加資格を有する者であること、あるいは瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）のいずれかの県の入札参加資格を有すること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、瀬戸内7県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

① 交付場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

電 話 (082)836-3217

②交付期間

令和2年10月16日(金)から令和2年11月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付するほか、公式サイト (<https://setouchitourism.or.jp/ja/>) に掲載する。

③入手方法

上記3(1)①の場所で直接受け取る、又は上記3(1)②の公式サイトからダウンロードすること。

(2)応募意思表明書の提出期限及び提出方法

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

①提出先

上記3(1)①の場所

②提出期限

令和2年10月22日(木) 正午(必着)

③提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

④提出書類

- (ア) 応募意思表明書【様式2】 1部
- (イ) 会社(代表者)の直近の財務諸表 1部
- (ウ) 入札参加資格審査結果通知書等の写し 1部
- (エ) 企業概要及び業務に関する実績表【様式3】 1部

(3)仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式1】を提出すること。

①提出先

上記3(1)①の場所

②提出期限

令和2年10月22日(木) 正午(必着)

③提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業に関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

④回答期限

令和2年10月27日(火)までに書面にて全ての応募者に回答する。

(4)提案書の提出期限及び提出方法

①提出先

上記3(1)①の場所

②提出期限

令和2年11月6日（金）正午（必着）

③提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記3(3)②の期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。なお、提案は、1社につき1提案とする。

④提出書類

提案書ならびに、資料「日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業企画提案書作成要領」に記載の添付資料。

⑤その他

ア 提案書の再提出は、上記3(4)②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出し、取り下げるものとする。

取り下げ願い書提出期限 令和2年11月9日（月）正午

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

エ 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

オ 提出された提案書等について

(ア) 提出された提案書等は、返却しない。

(イ) 提出された提案書等は、本業務受託候補者の選定以外に提案書等の提出者に無断で使用しないものとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

審査は、提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。審査は、提案書の評価による書類審査とする。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知（予定）

令和2年11月中旬頃までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

(4) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する通知等について

最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

5 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(5) 契約事項に関する規則

一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による。

6 添付書類

- ・要領様式 1 ～ 4
- ・仕様書
- ・企画提案書作成要領

7 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があつたとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

8 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町 10 番 3 号 広島県自治会館 2 階
一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 長本、川上、木本
電 話 (082)836-3217 F A X (082)836-3218